

5 国有林野の管理経営

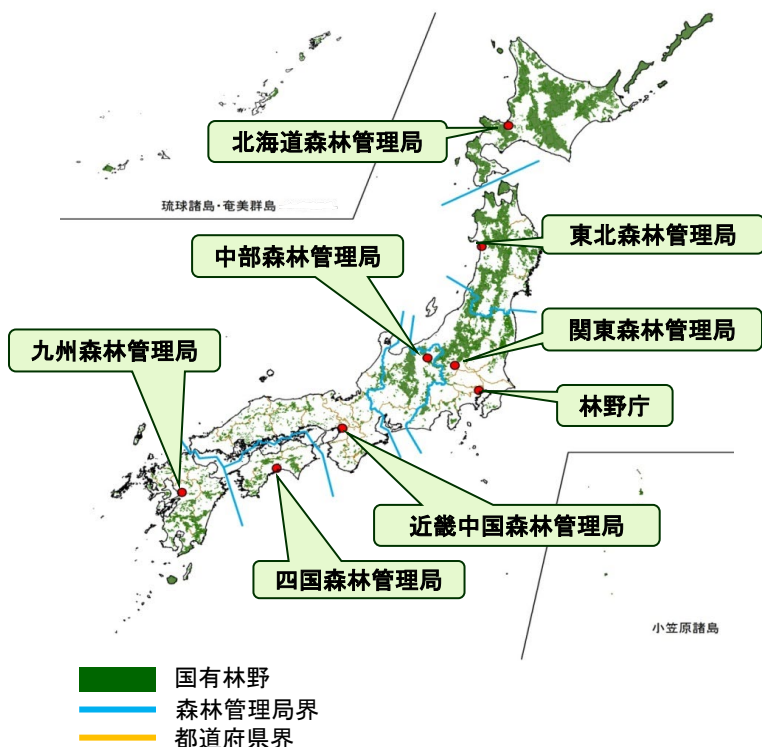
① 国有林野の状況

- 国有林野は、我が国の森林の約3割（国土の約2割）に相当。
- 奥地脊梁山^{せきりょう}地や水源^{かん}地域に広く分布し、国土の保全、水源の涵養、地球温暖化の防止、生物多様性の保全などの重要な公益的機能の発揮が期待。国有林野の約9割が保安林に指定。
- 国が「国有林野事業」として、一元的に公益重視の管理経営を推進するとともに、森林・林業施策全体の推進へ貢献。

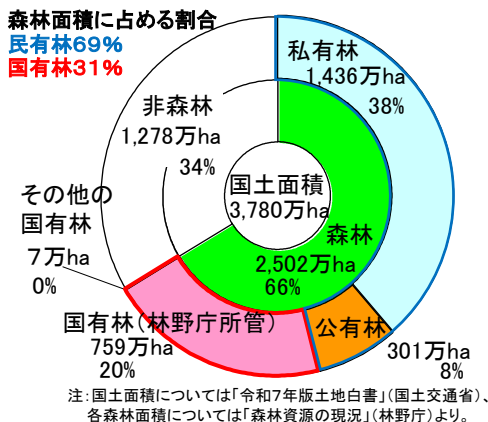
■ 国有林野の分布と組織

全国7森林管理局、流域（森林計画区）を単位とした98森林管理署等を設置し、直接、国有林野を管理経営

※ 平成25年4月、国有林野事業の組織・事業の全てを一般会計に移行



■ 森林面積と国有林面積



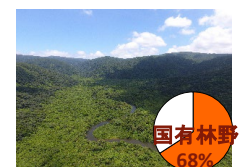
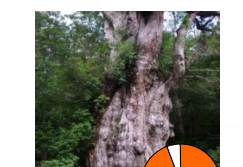
■ 多様な自然を有する国有林野

	面積 (万ha)	国有林野 での割合
国有林(林野庁所管)	759	
国有林野	758	
保安林	686	91%
保護林	102	13%
緑の回廊	58	8%
レクリエーションの森	24	3%
世界自然遺産	11	1%
自然公園	222	29%
鳥獣保護区	125	17%

- 注1：国有林の面積は「森林資源の現況（令和4年3月31日現在）」による。
 2：国有林野の面積は、地域管理経営計画の対象とする面積であり、国庫帰属森林、官行造林地の面積を含まない。
 3：国有林野、保安林、保護林、緑の回廊、レクリエーションの森の面積は「令和5年度 国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況」による。
 4：世界自然遺産の面積（令和6年4月1日現在）は経営企画課調べによる。
 5：自然公園、鳥獣保護区の面積は「第76次令和6年国有林野事業統計書（令和5年度）」による。

■ 世界遺産登録地域

○世界自然遺産（陸域面積のほとんどが国有林野）



○世界文化遺産

平成25年6月に世界文化遺産に登録された富士山では、構成資産面積の約35%（約7千ha）が国有林野。



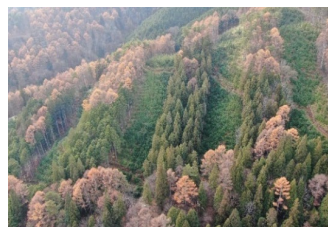
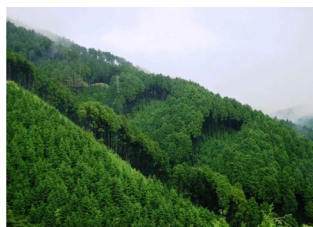
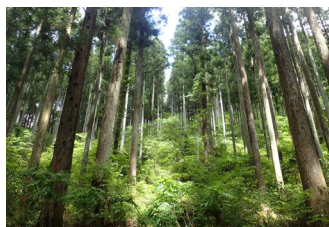
5 国有林野の管理経営

② 公益重視の管理経営の一層の推進

□ 公益重視の管理経営を一層推進することにより、地球温暖化対策、山地災害の防止、生物多様性の保全等に貢献。

■ 森林整備の推進

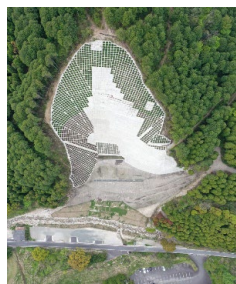
- ・森林吸収源対策としての間伐や主伐後の確実な更新を図るほか、複層林の造成など多様な森林づくりを積極的に推進。
- ・森林整備の結果得られる木材の供給により、国産材の安定供給体制の構築等に貢献。



〔間伐等による健全な森林の整備〕 〔帯状の伐採による複層林の造成〕 〔育成複層林〕

■ 治山事業の推進

- ・国土強靱化対策として治山施設の設置や流木対策等を推進。
- ・大規模な山地災害発生時には、専門的な技術・知識を有する職員の派遣やヘリコプターによる被害調査等を実施。
- ・復旧工事に高度な技術が必要となる箇所等では、都道府県からの要請を踏まえ「民有林直轄治山事業」を実施。



〔山腹工
(九州森林管理局佐賀森林管理署)〕 〔流木補足式治山ダム工
(北海道森林管理局後志森林管理署)〕 〔令和6年能登半島地震発生後の
ヘリコプター調査〕

■ 生物多様性の保全

- ・世界自然遺産など原生的な天然林や希少な野生生物が生育・生息する森林等を「保護林」や「緑の回廊」として保護・管理。
- ・生物多様性に配慮した施業を推進するとともに、30by30目標の達成に向けて、保護地域としての国立公園の拡張や保護地域以外での生物多様性の保全に資する地域の設定等について、適切に対応する。
- ・地域やNPO、ボランティア等と連携した、生物多様性についての現地調査、荒廃した植生回復等の森林生態系の保全等を実施。



〔西表島森林生態系保護地域
(保護林)〕



〔希少猛禽類の狩場創出を
考慮した人工林の伐採〕



〔ボランティアと連携した
外来植物の駆除〕

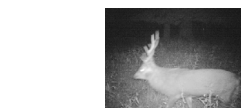
- ・シカ等の野生鳥獣による森林被害対策として、地域の関係行政機関や猟友会等と連携し、造林地等での防護柵の設置、シカの生息・分布調査や被害調査、わな等による捕獲を推進。



〔防護柵等の設置による
シカ被害防止対策の推進〕



〔「小林式誘引捕獲法」の
関係機関等への技術普及〕



〔自動撮影カメラを用いた
シカの出没状況調査〕

5 国有林野の管理経営

③ 森林・林業施策全体の推進への貢献

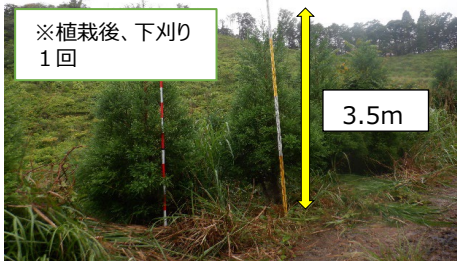
- ❑ 「新しい林業」の実現に向けた効率的な施業の推進と民有林関係者への普及を実施。
- ❑ 木材の安定供給や林業経営体の育成に向けて、民有林と連携した「森林共同施業団地」の設定、まとまった事業発注・供給方式や樹木採取権制度の活用を通じた事業量の安定化、木材需要が急激に増減した場合の供給調整等を実施。

■ 林業の低コスト化等の実践と技術の開発・普及

- ・「新しい林業」の実現に向けて、民有林への普及を念頭に置き、産官学連携の下に、林業の省力化や低コスト化等に資する技術開発・実証を推進。
- ・ドローンを活用した森林の概況の調査等の省力化・効率化を推進。
- ・現地検討会の開催等による民有林関係者等への技術の普及・定着。



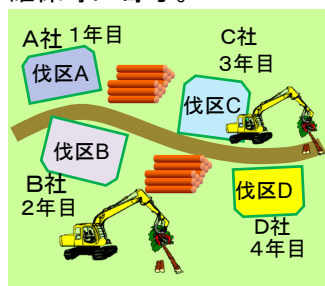
コンテナ苗を活用した一貫作業システムに関する現地検討会



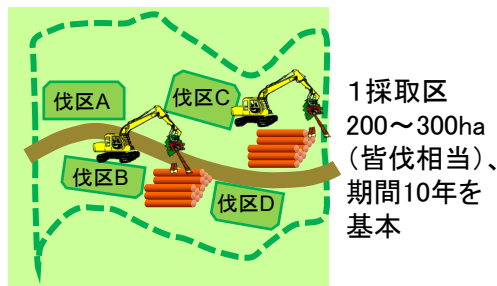
成長のよい特定苗木の活用による下刈り回数の減

■ 樹木採取権制度の推進

- ・国有林の一定区域(樹木採取区)において、一定期間、安定的に樹木を伐採できる樹木採取権を民間事業者を設定できる制度。(令和2年4月施行)
- ・令和6年度末現在、全国8か所で権利設定し、事業体の安定的な事業量の確保等に寄与。



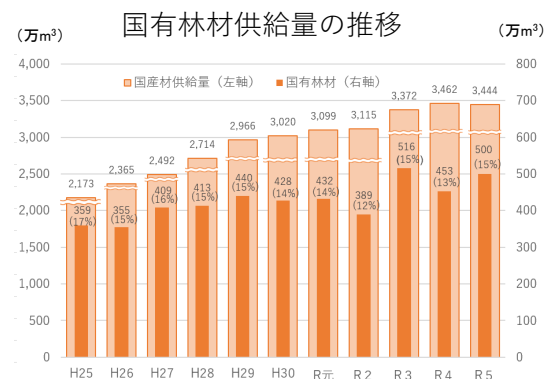
<従来の仕組み>



<本制度による仕組み>

■ 国産材の安定供給体制の構築に向けた貢献

- ・国産材供給量の1割強を安定的に供給し、地域における国産材の安定供給体制の構築等に貢献。
- ・令和2年度の新型コロナウイルス感染症拡大の影響や、令和3年度の木材不足・価格高騰(いわゆるウッドショック)等、木材需給が急変した場合には、国産材供給量の一定のシェアを有する特性を活かし、供給調整機能を発揮。



(注1) 国産材供給量は、林野庁「木材需給表」上の数値であり、暦年の合計。

(注2) 国有林材は、立木販売量を丸太換算した推計量と素材(丸太)販売量の年度の合計。

■ 民有林と連携した施業の推進

- ・森林の施業集約化に向けて、民有林との近接区域に「森林共同施業団地」を設定。
- ・民有林と協調した路網整備や間伐等の実施、木材の出荷等を推進。



共同土場と集積された丸太

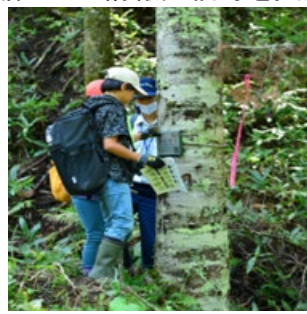


国有林と民有林を連結した林業専用道

- 国民共通の財産である国有林野の管理経営に当たっては、国有林野を「国民の森林（もり）」として位置づけ、国民に開かれた管理経営を推進。
- 国有林野は、それぞれの地域における資源でもあり、公益的機能との調整を図りつつ、地域振興に寄与する国有林野の活用等を推進。

■ 国有林野のレクリエーション利用

- ・優れた自然景観を有し、森林浴、自然観察等に適した国有林野を自然休養林等の「レクリエーションの森」に設定。
(全国で571か所、約24万ha(令和6年4月現在))
- ・このうち、特に観光資源として潜在的魅力のある93箇所を「日本美しい森 お薦め国有林」として選定し、外国人観光客も含めた利用者の増加を目的に、重点的な環境整備や多言語による情報発信等を実施。



「レクリエーションの森」の利用

「日本美しい森 お薦め国有林」の魅力を伝える様々な取組



ドローンによる空撮動画の作成・SNSを活用した情報発信



2次元コードを活用した多言語対応の案内板の整備

■ 地域振興への寄与等

- ・農林業など地域産業の振興、住民の福祉の向上等に貢献するため、地方公共団体や地元住民等に対して、国有林野の貸付けを実施。
(国有林野の貸付け等実績: 71,547ha (令和5年度末)
うち道路、電気・通信、ダム等の施設用地: 35,359ha (49%))
- ・「遊々の森」や「木の文化を支える森」など、民間団体等と協定を締結し、森林環境教育や地域伝統文化の継承などを目的とした森林づくり活動のフィールドとして国有林野を提供。
- ・令和5年4月より開始された相続土地国庫帰属制度において、申請があった土地が森林の場合、森林管理局・署等が、法務局による要件審査に協力。帰属した森林については巡視等の管理等を実施。



地熱発電事業のための国有林野の貸付け



木の文化を支える森 (檜皮の森)



相続土地国庫帰属制度への対応 (法務局による要件審査への協力)